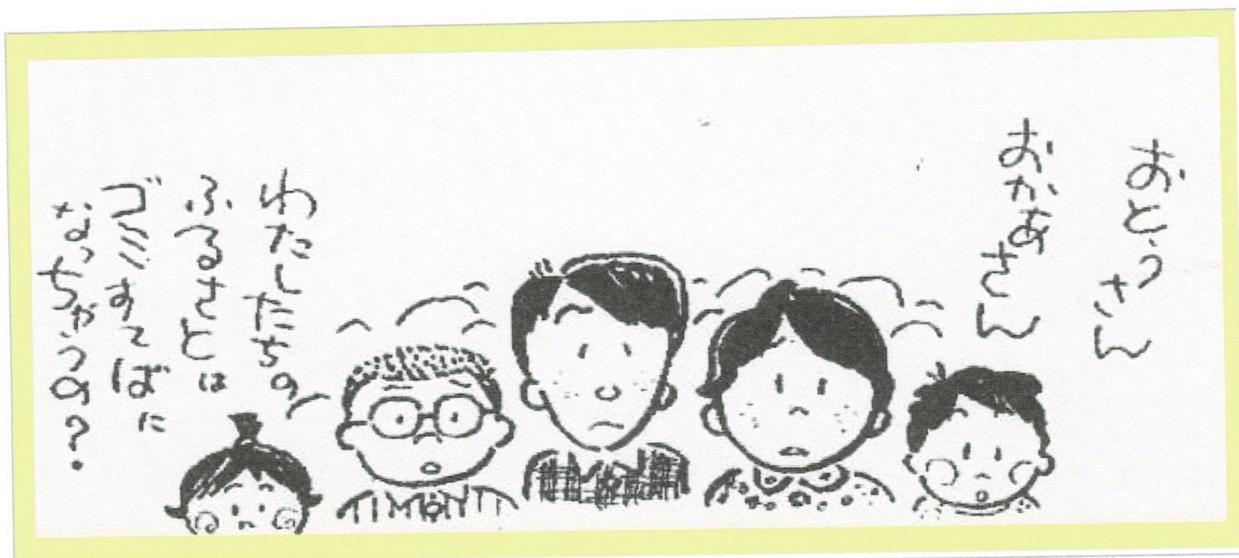


むつ市の使用済み核燃料

中間貯蔵施設誘致問題



◆誘致の背景

◆経過説明(2000.8.31--2001.1.16)

◆その後の経過

◆申し入れ書

反対運動当初の手書きピラ

反対ピラ その2

◆誘致反対署名を行っています

●署名の中間報告

●反対署名の提出(5/17)

◆核の中間貯蔵施設はいらない!下北の会 ポスター販売

◆海外視察問題

◆1/14 藤田祐幸氏の講演会 まだ編集集中です

◆参考 屋久島の放射性廃棄物等の持込み及び
原子力関連施設の立地拒否に関する条例

◆原船「むつ」の使用済み燃料搬出(6/27~29)

●誘致の背景

国・電力の思惑	<p>使用済み核燃料は、全国の原発で年間約九百トン発生する。各原発の貯蔵プールに保管した後、六ヶ所再処理工場（最大処理能力年八百トン）で再処理される計画を立てた。しかし、六ヶ所再処理工場が計画通り稼働しても、二〇一〇年ごろには貯蔵プールの容量を上回る。</p> <p>国と電力業界は使用済み核燃料を、資源として有用な「リサイクル燃料」と位置付けて、廃棄物としては扱う事を否定している。そこで、「核燃料サイクル政策全体に柔軟性を持たせるために、二〇一〇年をめどに備蓄センターを操業開始する」としている。</p> <p>中間貯蔵施設は電力会社ごとに全国各地に建設するのか、いくつかの電力会社の共用施設とするのか未定。</p>
施設概要	総合エネルギー調査会原子力部会（通産相の諮問機関）の資料によると、施設の規模は貯蔵容量約五千トン、敷地面積約十万平方メートルと想定。貯蔵方法は、プール方式ではなく、キャスクと呼ばれる放射線遮へい容器による乾式貯蔵で約五百基を保管する。
むつ市の見解と財政	<p>むつ市はここ数年、経営難のむつ総合病院に拠出する年間八億円以上の負担金などで危機的財政が続いており、財政再建準備団体への転落も危ぶまれる状態だ。仮に同施設が立地すれば、市は電源三法交付金など年間二十億円超の歳入を見込める。杉山肅市長は「調査要請が立地に即結び付くものではなく、ましてや誘致と財政再建は別」と言うが、巨額の歳入が魅力的でないわけがない。</p> <p>むつ市によると、中間貯蔵施設立地に伴う歳入として電源三法交付金と固定資産税で計二十二億一二十三億円（年間）を見込めると試算。これらを財源として、民間主体に構想されている四年制大学を設立したり、財政赤字の解消に役立てる意向だった。杉山市長は「県議時代から海外にも出掛けてさまざまな原子力関連施設を視察してきたが、中間貯蔵施設は原発と違って核分裂もなく、原子力関連施設の中で最も安全な施設と考えている」と話している。</p>

●経過説明

地元紙の東奥日報の記事を引用し経過をまとめました。日付は新聞の掲載日です。

詳しくは[web東奥日報](#)の、むつ小川原、過去の記事、からご覧下さい

2000.8.31 東奥日報の取材に対して、杉山肅（まさし）むつ市長が、原発から出た使用済み核燃料を発電所外に保管する「中間貯蔵施設」について、一九九七年に仲介者

	を通じて東京電力(本社東京)に誘致を打診したものの、東京電力から明確な回答はなく、棚上げ状態になっていることを明らかにした。
2000.9.7	浜関根共有地主会(旧原子力船「むつ」の関根浜母港建設に反対するため、むつ市浜関根地区の土地を取得している市民グループ)が、中間貯蔵施設について、誘致計画の白紙撤回を求める杉山市長あての申し入れ書を提出。 2000.9.6
2000.9.12	11日の むつ市議会一般質問で杉山市長は「現段階で事業者からの連絡がなく、立地の可能性はない」としながらも、事業者の立地可能性調査申し入れがあった場合の国への電源立地等初期対策交付金の申請について「来年の可能性もある」と述べた。しかし、引き続き誘致の可能性を探り、断念したわけでないとした。
2000.11.25	むつ市(杉山肅(まさし)市長)は東京電力(本社東京・南直哉社長)に対して、中間貯蔵施設の施設立地可能性調査を同市で実施するよう二十九日に文書で要請するとの報道がされる。事実上の誘致表明。東電は年明け早々にも市に同調査の実施を申し入れる見込み。
2000.11.28	「核の中間貯蔵施設はいらない！ 下北の会」(野坂庸子代表)と、「浜関根共有地主会」(松橋勇蔵代表)が、調査実施要請の中止と施設誘致の白紙撤回を求める申し入れ書をむつ市に提出。2000.11.27
2000.11.30	<p>むつ市の二本柳雅史助役ら市幹部が二十九日、東京都内の東京電力本社を訪ね、同市での立地可能性を探る技術調査実施を求める要請書を提出。</p> <p>要請書は、東電の南直哉社長あての杉山肅むつ市長名による文書。むつ市が施設誘致に乗り出した理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)同市は旧原子力船「むつ」の使用済み燃料保管の実績がある (2)市として国のエネルギー政策に協力する (3)国の交付金など恒久的な財源を確保するーなどを挙げているとのこと。 <p>東電の二見常夫常務取締役立地環境本部長は「核燃料サイクルの柔軟性確保へ、リサイクル燃料備蓄センター(使用済み核燃料中間貯蔵施設)立地を実現したい。要請については早急に検討し、返答したい」と答えたという。</p>
2000.12.6	東京電力(本社東京)は、むつ市から要請があった、国内の原子力発電所から出た使用済み核燃料を発電所外に保管する「中間貯蔵施設」の立地可能性調査を同市で進める方針を固めた。6日に木村守男知事へ報告し、今月中旬にむつ市へ正式に回答する。県は静観の構えで、全国初の立地可能性調査がむつ市で実施される見通しとなった。
2000.12.7	東京電力の二見常夫常務が6日、木村守男知事を訪ね、むつ市から要請があった、中間貯蔵施設の立地可能性調査を関根浜地区で進める方針を伝えた。木村知事は「むつ市長と話し合ってのことだと思う。頑張ってください」と了解。「皆さん方の率直ないさつは結構なこと。資源小国日本は、代替エネルギーができるまでは原子力に頼らざるを得ないという現実がある」と了解しつつも、「使用

	<p>済み核燃料が永久貯蔵されるとの懸念が県民にある。本県を(高レベル放射性廃棄物、使用済み核燃料の)最終処分地にしないためにき然として処してきたことは理解してほしい」と注文を付けたという。</p> <p>県の了解を受け、東京電力は今月中旬にむつ市に正式に調査を申し入れる。文献・資料調査は年明け早々にも、ボーリング調査は来春にも始める。調査項目は地質、海象、気象、地表の状況などで、一年程度かかるという。</p>
2000.12.8	<p>杉山むつ市長は七日、市議会一般質問で「東電から調査実施の申し入れがあると信じていたが、知事部局が『むつ市から手を挙げてほしい』と要請、さらに『(十一月二十八日の)全員協議会で(市が調査要請することを)説明してくれ』と言われた」と答弁。「県の内部に事情があったからだろうし、県の応援がなければ調査もできないと考え指示に従った。調査をしてもらうという結論は同じ」と述べ、市としての調査要請に理解を求めた。東電への調査要請が、県の意向に沿った行動だったことを明らかに。</p> <p>施設に保管される使用済み核燃料について杉山市長は市議会答弁で「(電力各社の)共同で保管することもあり得る。明確に東電とは断言できない」と述べ、東電以外の使用済み核燃料も保管される可能性があるとの見方を示した。</p>
2000.12.19	<p>むつ市長が、東電の調査への対応で「万全を期すため」として専門組織設置を検討する考えを明らかに。</p> <p>東電と他の電気事業者と共同での施設運営については「共同となつても反対する理由はない」と述べ、貯蔵施設が複数の電気事業者の共同運営になつても受け入れたいとの考えを強調。</p> <p>杉山市長は二十二日の市議会全員協議会の開催を要請、調査受諾の経緯などを報告することになった。佐々木肇議長は会見で市長の調査受諾を議会として受け入れる考えを示した。市議会は同施設に関する特別委員会を設置する方向で、三月定例会までに正式に設置されるとみられている。</p>
2000.12.28	<p>県反核実行委員会(委員長・今村修社民党県連代表)と使用済核燃料中間貯蔵現地対策本部(本部長・木下千代治同党下北支部協議会議長)が、むつ市関根の建設予定地とされる地区周辺の私有地に、施設建設反対の看板を設置した。今後は、地元の反対派市民団体などと連携、署名運動などを展開しながら運動を強化するとしている。</p>
2001.1.10	<p>東京電力が主催しての中間貯蔵施設についての住民向け説明会が2月中旬から十三回にわたり市内で行われることになった。むつ市役所内に、立地可能性調査実施に対応する「市原子力使用済燃料中間貯蔵施設立地調査対策本部(二本柳雅史助役を本部長に企画部や総務部の職員ら四人で構成)」を一月一日付で設置。</p> <p>品川信良弘前大学名誉教授らが代表を務める「青森県の将来を憂える会」が、杉山謙市長に立地の再考を求める要望書を提出。2001.1.9</p>
2001.1.15	市民グループ「核の『中間貯蔵施設』はいらない！下北の会」(野坂庸子代表)

が、慶應大の藤田祐幸助教授を講師に招き講演会。2001.1.14

藤田氏はたまり続ける使用済み核燃料が原発の運転を圧迫する事情を指摘した、施設について「再処理が進まない中、取りあえず使用済み核燃料の置き場を確保しようという安易な発想」と批判。「中間貯蔵は、電力会社が当面の危機を回避するための抜け道に過ぎない。数百年先の責任を取る者ではなく、負の遺産をむつ市に置き去りにすることは許されないと訴えた。

野坂代表は「反対の声を上げていかなければ、市民は賛成と取られてしまう。市の動きに目を光らせたい」と話していた。

2001.1.16

東京電力の南直哉社長が、杉山肅むつ市長を訪ね、調査実施の現地本部となる事務所(三十人ほどの職員を常駐)を今月三十日にも同市に開設する意向を示した。東電は年明けから文献調査(地質に関して?)に着手し、今春からは地盤などの現地調査を関根浜港周辺地区で行う予定。

東電社長は、「われわれが行うのはあくまで中間貯蔵施設の調査。貯蔵の期間が長くなったとしても、**永久に放置することは有り得ない**」と会見で発言。

電力・原子力業界の用語は、通常の日本語とは異なりますのでご注意ください

環境	廃棄物や放射廃棄物の後始末、死の灰の廃棄を指します
一時	1時間ではありません、30年から50年あるいは100年以内を指すようです
中間	一時より長い期間で、100年以上一万年ぐらいと思われます。永遠または永久より短い期間のことのようです。
リサイクル	「ゴミではない」と強調するときには、リサイクル燃料と言い換えます。リサイクルと言えば資源の節約を考えますが、死の灰の再処理は放射能のゴミと死の灰をさらに増やすことになります。

むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致反対の申入書など

「福島第一原子力発電所・見学会」に関する申入書

むつ市長
杉山 廉 殿

2001年8月21日

核の「中間貯蔵施設」はいらない！下北の会
代表：野坂庸子
むつ市本町1-1 TEL0175-23-5211

原子力資料情報室
代表：伴英幸
東京都中野区東中野1-58-15-3F
TEL 03-5330-9520 FAX 03-5330-5211

むつ市は、東京電力株式会社に「使用済み燃料中間貯蔵施設立地可能性調査」の実施を依頼するとともに、「福島第一原子力発電所・見学会」を開催しています。先般その「見学会」の模様が一部RABテレビで放映されました（『市民見学会～使用済み燃料貯蔵は今～』2001.7.28）。

番組では、福島第一原子力発電所・使用済燃料乾式貯蔵施設を見学した市民が、同施設内で、燃料貯蔵容器に直接素手で触れる場面が見られます。使用済み燃料は、原発が生み出す死の灰の固まりであり、強力な放射線と膨大な崩壊熱を出しています。例え貯蔵容器に収納されても、決して直接人間が素手で触れるべきものではありません。ましてこの容器が見学者用の模擬容器だとすれば、危険な放射線の実体と見学者が被曝するような非常に危険な行動である事実を覆い隠そうという、見学会主催者のむつ市や東京電力の意図が感じられます。

私たち核の「中間貯蔵施設」はいらない！下北の会と原子力資料情報室は、報道された見学会の内容は、使用済み燃料と燃料貯蔵施設の危険性の高い実体を正確に市民に伝えるものではなく、むしろ放射能や放射線に関する過った知識を広めようとするものだと判断せざるを得ません。私たちは、「見学会」に参加した市民のみならず、多数の市民が「使用済み燃料中間貯蔵施設の実体を誤解するような見学会の中止を申し入れます。

「福島第一原子力発電所・見学会」に関する公開質問状

東京電力社長
南直哉 殿

2001年8月21日
核の「中間貯蔵施設」はいらない！下北の会
代表：野坂庸子
むつ市本町1-1 TEL 0175-23-5211

原子力資料情報室
代表：伴英幸
東京都中野区東中野 1-58-15-3F
TEL 03-5330-9520 FAX 03-5330-9530

福島第一原子力発電所と使用済燃料乾式貯蔵施設でむつ市の見学会が実施されております。市民が見学するこの施設に関し下記の質問をいたしますので、可能な限り速やかにご回答いただけますようお願ひいたします。

【質問1】

福島第一原子力発電所3号基原子炉格納容器上部遮蔽壁上で、市民が東京電力の職員から説明を受けています。その際空間線量率を示すパネルが0.00mSv/hを表示していますが、このようなパネルは常設されているものでしょうか。見学者用でしょうか。提示されているmSv/hの単位では、通常の環境監視を行うには単位が大きすぎて原子力発電所のような施設でも正確な線量率を表示できないと思います。定期検査などの作業時はどのような単位を使用しているのでしょうか。線量率測定の機器、測定方法、記録方法等をお教え下さい。

【質問2】

この施設には市民が入室して見学を行うようですが、その際、市民はどのような放射能汚染防止の措置が取られるのでしょうか。詳しくお教えください。またこの施設には、見学者用の模擬キャスク等が準備されているのでしょうか。もしそのような模擬キャスクが準備されているのならば、その目的と仕様をお教え下さい。

【質問3】

使用済燃料乾式貯蔵施設内の下記データをお教え下さい。

ア. 貯蔵されている使用済み燃料の仕様

(各燃料の型、どの原子炉にどのくらいの期間装荷されていたのか、燃焼度、冷却期間等をお示しください)

- イ. 各貯蔵キャスクの線量当量率の実測値(表面および表面から1m)
- ウ. 各貯蔵キャスクの表面汚染密度
- エ. 各貯蔵キャスクの二重蓋の圧力実測値

才. 施設の空間線量率の実測値(測定箇所、測定方法等)

力. 施設の吸気口と排気口の温度実測値

キ. 「原子力発電所内の使用済燃料乾式キャスク貯蔵について」(H4.8.27 原子力安全委員会了承)において、「本施設が我が国において実績のない貯蔵施設であることに鑑み、貯蔵期間中の適切な時期に、金属ガスケット等のシールの密封性能および使用済燃料被覆管の健全性に関し、原子炉設置者による抜取り調査を行うことが望まれる」とされていますが、抜取り調査を実施する時期のメドはいつ頃でしょうか。おおまかな時期でも構いませんので、お教え下さい。



キャスクに触る見学者たち (R A B 青森放送 2001. 7. 28 放映から)

●申し入れ書

2000年10月17日

むつ市長 杉山 肇 様

申し入れ書

8月31日の新聞報道を見て驚きました。本当のことでしょうか。あまりにも突然のことでの信じられませんでした。私たちが知らなかっただけでしょうか。

原発から出た使用済み核燃料中間貯蔵施設を、誘致していたのですね。原発から出た使用済み核燃料が、絶対安全ということはあるのでしょうか。今までにも、絶対安全だからという言葉を繰り返してきた原発行政です。でも、信じられないことが次々と起こっているのも事実です。

聞くところによりますと、使用済み核燃料の保管には厳重な管理が必要とのことです。もし、少しでも管理を怠るがあれば、原発も比較にならないくらいの量の放射能が、むつ市に広がってしまうということです。

厳重に保管されるから絶対大丈夫、施設外に放射能が漏れることはないという考え方のようですが、絶対大丈夫と言い切れるでしょうか。

この地が大好きで、子育ては絶対「むつ」でと思いUターンしてきた人達も沢山おります。なぜなら、子どもを育てるのに素晴らしい自然環境であり、安全だということもあります。現在、この地を離れている子どもたちに、胸を張って帰っておいでと言えなくなってしまうのではと、心配です。

「むつはいいよ、帰っておいで」と言える地にしておきたいと思っているのは、私達だけでしょうか。

いくらむつの財政が赤字だからとはいへ交付金を赤字財政に充てるというのは、余りにもひどい話です。市民の命と生活を市長はどのように考えているのでしょうか。

この地を安全なままで次の世代にバトンタッチできるように、この誘致計画を今すぐ撤回していただきたいと思い強く要請致します。

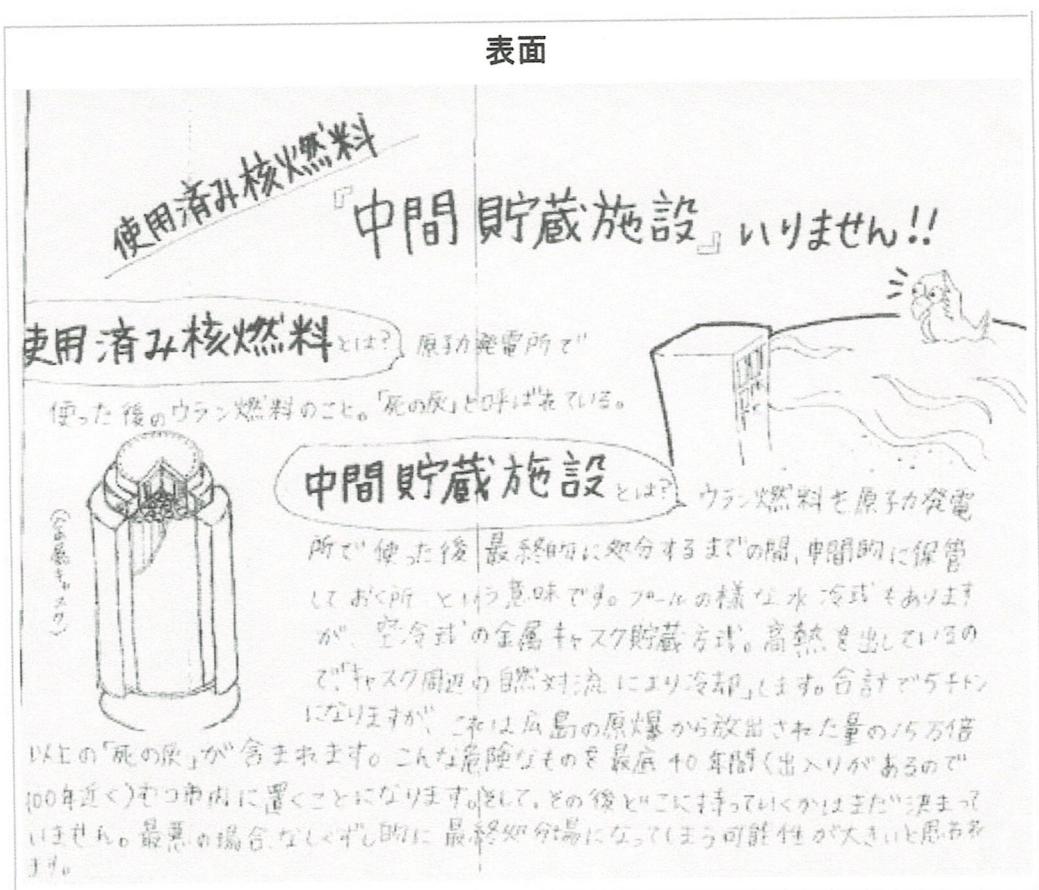
核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会

代表 野坂 庸子

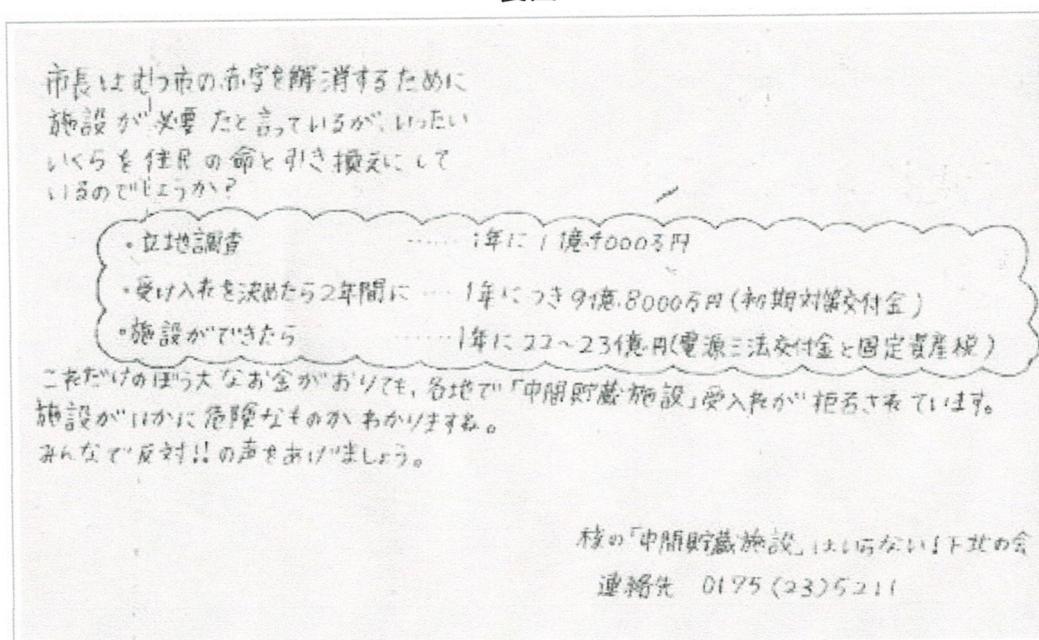
事務局 むつ市本町1-1 電話 0175-23-5211

●反対運動当初の手書きピラ

表面



裏面



◆反対ピラその2

子どもや孫に 私たちの "ツケ" を残すまい！

使用済み核燃料 『中間貯蔵施設』はいらない

なぜ「むつ市」が受け入れるの…？

むつ市の財政赤字を補填するため、と言っています。全国が拒否する危険な施設の誘致を、市議会や市民に事前の提示なく、市長が積極的に進めようとするなど言語道断です。"交付金"と引き替えに、下北の自然と、私たちの未来を危険にさらすことは、私たちの世代の恥辱です。

使用済み核燃料とは…？

原発で使った燃料の燃えカスです。取り出した後も放射線と核の壊滅力を発するので冷却し続けることはできません。つまり、容器や施設が破損した場合、放射能漏れが生ずるということです。

中間貯蔵とは…？

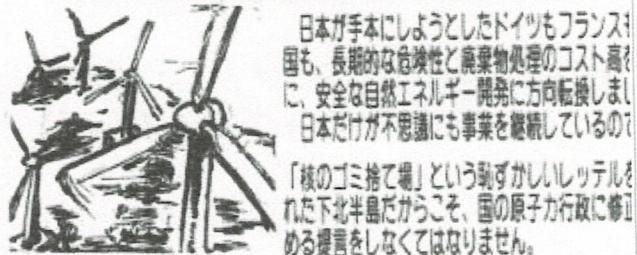
再処理するまでの貯蔵、という意味ですが、使用済み核燃料を最終的に安全に処分する技術は、世界のどこでも確立されていません。計画では、広島型原爆の15万倍の放射性物質を30年～100年以上貯ることになります。

「中間貯蔵施設」は本当に安全なの…？

むつ市は、使用済み核燃料保管で重大な事故が起きていないと言っています。しかし、…★1999年11月13日、関根浜原船放射線管理区域：保管棟の電気系統トラブルから火災発生…★2000年11月19日、六ヶ所再処理工場の使用済み核燃料中間貯蔵プールで冷却機能が一時的に停する事故が発生… ★…東海村… まだ、まだ、あります。

「有り得ない事故」が起こる、それが現実です。今後100年以上もの間、施設の劣化も、人為的ミスもない、などという保障自体が有り得ない、と考えるのですが、…いかがでしょうか？

核燃料サイクル事業はどうなるの…？



日本が手本にしようとしたドイツもフランスも、長期的な危険性と廃棄物処理のコスト高に、安全な自然エネルギー開発に方向転換しました。日本だけが不思議にも事業を繼續しているのです。

「核のゴミ捨て場」という動搖かしいレッテルをされた下北半島だからこそ、国の原子力行政に修正する提言をしなくてはなりません。

私は、故郷と子どもや孫たちの未来を金と引き替える施策に対して、絶対に反対する決意をもって行動を開始しました。まだ少人数ですが、行動路線に賛同する方々、大きな力を示すようになることを信じています。

未来を守るのは現在の私たちにしか出来ないのです。みんなの結束が必要です！

核の「中間貯蔵施設」はいらない！下北の会・代表 野坂 謙子
【連絡先：0175-23-5211（検索 内）】

なぜ！むつ市が原発のゴミを？ （青森県） 引き受けなければならない？

なぜ、私たちがこれほどまでに全国の原発から出る廃棄物を受け入れなければならないのか疑問に思いませんか。

六ヶ所村にはすでに低レベルドラム缶、高レベルガラス固化体、そして使用済み核燃料が大量に運び込まれています。しかも、高レベルは満杯になるので、現在と同じ大きさの貯蔵施設の建設を予定しています。

いったん受け入れてしまうと、次から次へと山のような廃棄物を押し付けられてしまいます。

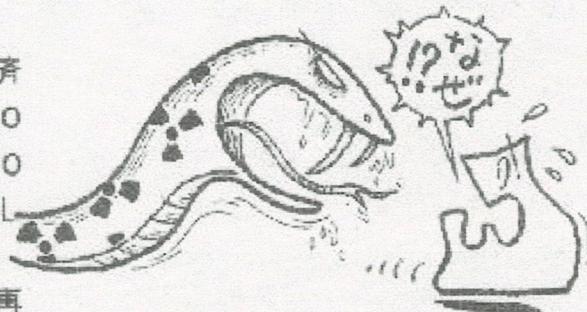
むつ市に計画されている使用済み核燃料中間貯蔵施設も5000トン。しかし、日本では年間約900トンの使用済み核燃料が発生します。

六ヶ所村の再処理工場での再処理は年間800トンの予定です。

計画通りとしても毎年100トンの使用済み核燃料が残る事になります。また、再処理工場が順調に稼動するか疑問です。

いまここで反対しなければ、放射能のゴミ捨て場になるだけです。

皆さん！皆さんと皆さんの子どものために、『使用済み核燃料「中間貯蔵施設」はいらない！』と、反対の声を上げてください。



『核の「中間貯蔵施設」はいらない！下北の会』では使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致反対の署名を行なっています。ご協力をよろしくお願いします。

◆使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致の反対署名

●誘致反対署名を行っています

反対署名の用紙は、下記の連絡先にお問い合わせください

核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会

代表 野坂 庸子

事務局 むつ市本町 1-1 電話 0175-23-5211

反対署名の説明文から

●使用済み核燃料とは？

使用済み核燃料（死の灰）は、原発で使った核燃料の”燃えカス”で、この中には燃え残ったウランや生成されたプルトニウムなどが含まれていて、高熱を発しています。常に冷やし続ける必要があり、冷却が止まると高熱で容器が破損し放射能が外部に漏れ出ることがあります。地球上に存在する最も危険な物質の集合体がこの使用済み核燃料です。

●中間貯蔵とは？

再処理するまでの貯蔵という意味ですが、予定どおり再処理が行われても出入りがあるので実質的な貯蔵期間は100年近くになります。全国で嫌われている施設であり、再処理事業が国の思惑どおりに進まないことから、最終処分施設となることが考えられます。各原発の使用済み燃料はどこも満杯状態で、どこかに運び出すしかありません。原発を止めない限り使用済み核燃料は増え続けるのです。

●施設の内容は？

2010年の操業予定で5000トン規模（この中に広島原爆の15万倍以上の放射性物質が含まれる）敷地は10万平方メートル。金属キャスク乾式貯蔵という空気冷却方法ですが、使用済み核燃料を安全に処分する技術は世界のどこでも確立されていません。事業は民間倉庫会社などもできるので、効率優先で安全性が二の次になる恐れもあります。

●なぜ安全性が高いと市長は主張するのか？

原発が開始されてから現在まで、使用済み核燃料保管施設で”運良く”重大な事故が起こっていないということに過ぎません。原子力船「むつ」の使用済み核燃料保管の実績もあると言っていますが、今回の施設の貯蔵量は「むつ」の比ではありません。市長の言う”高い安全性”には全く根拠はありません。管理がうまくいかないと、核物質が臨界に達したり、発する熱の影響でキャスクが破損し放射能が外部に漏れ出てしまいます。多重の安全設計をしていても、事故や故障は想定外に起こるものです。ひとたび事故が起これば、この地域だけにはおさまらない大きな被害となるでしょう。

●貯蔵施設はどこかに建設しなくてはならないのか？

原発を止めない限り、使用済み核燃料貯蔵施設は必要とされます。日本もドイツや台湾、トルコのように、原子力ではなく自然エネルギー主体の発電に切り換えるべきです。既に企業自らからが発電をして使用したり、家庭では太陽光発電で電力会社に買電をするケースも増えています。原発をやめても十分やっていけるのです。

●電力消費の少ない「むつ市」で、なぜ、引き受けようとするのか？

市長本人が何度も言っているように、赤字財政を補填するためです。今まで立地の噂されている場所はどこも中央から離れた地域ですが、地方に建てることがこの施設の危険性を証明しています。お金を積まれても種子島などで建設を拒否しています。市の財政立て直しに危険な施設を誘致するとは、言語道断です。

署名の中間報告		2001. 3. 28現在
◆3月28日現在の署名総数		9587名分
内訳　　むつ市内		6098名分
下北郡		1755名分
(うち大畠町)		(971名分)
上北郡		310名分
その他県内		808名分
県外		616名分

署名は2000年12月26日から開始、2001年1月7日から街頭行動もスタートさせました。知人たちへの呼びかけ、戸別訪問、むつマエダ本店前での街頭署名、また労働組合の協力も得ることができましたが、9割の署名は組織に頼らずに集めたものです。なかでも戸別訪問によって多くの署名が集りました。2月に入ってから戸別訪問を週末には必ず行ないましたが、もちろんまだ回りきれていません。訪問すると七割の方々は署名に応じます。よく分からないという方もいましたが、賛成という方は一割もいませんでした。会員以外で、署名用紙を店頭に置いて集めた人たちもいます。

主な対象は、むつ市内と下北郡にしました。このため、他の地域には積極的な呼びかけはしませんでしたが、県内ののみならず全国から署名が寄せられています。この問題がむつ市だけでなく全国的な問題であるということです。

今回は一次集約です。年度内に署名を杉山市長に直接渡したかったのですが、断られました。私たちは、あくまでも市長に直接手渡すつもりなので、提出は延期します。

署名は今後も続けます。みなさまのご協力を今後ともよろしくお願ひします。

2001. 3. 28

● 反対署名の一次集約、提出 5/17

署名の一次集約報告		2001. 5. 17現在
◆5月17日現在の署名総数		10279名分
内訳　　むつ市内		6218名分
下北郡		1859名分
(うち大畠町)		(1053名分)
上北郡		334名分
その他県内		1092名分
県外		776名分
総数 10279名中	女性	5697名
	男性	4582名

杉山むつ市長が体調不良で4月10日入院したため遅れていた署名提出が、やっと5月17日行なわれました。

「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」の野坂代表が「これ以上原子力施設を受入れたくないという署名の重みを分かって欲しい」と訴えたのに対して、杉山市長は「できればない方がいい施設だが、必要性も否定できない。これからさまざまな立場の方から意見を聞く」と述べた。

杉山市長は「住民投票は考えていない。9月の市長選挙に出るので、住民投票に代わるものとして判断できる。」と述べ。さらに「東京電力のみではないかもしれない。共同使用する可能性もある。」とし、複数の電力会社からの受け入れを示唆した。

どうにもこうにも、市民の思いよりも、近づいた選挙と交付金の額ばかりが気になるようです。

ポスター販売

使用済み核燃料の中間貯蔵施設への反対の声を広げるためと資金集めを兼ねてポスターを販売することになりました。購入していただける方、ポスターを貼っていただける方は下記までご連絡をお願いします。

大きさはタテ約72cm ヨコ約51cm

カンパ込みで1000円 (送料別・実費)

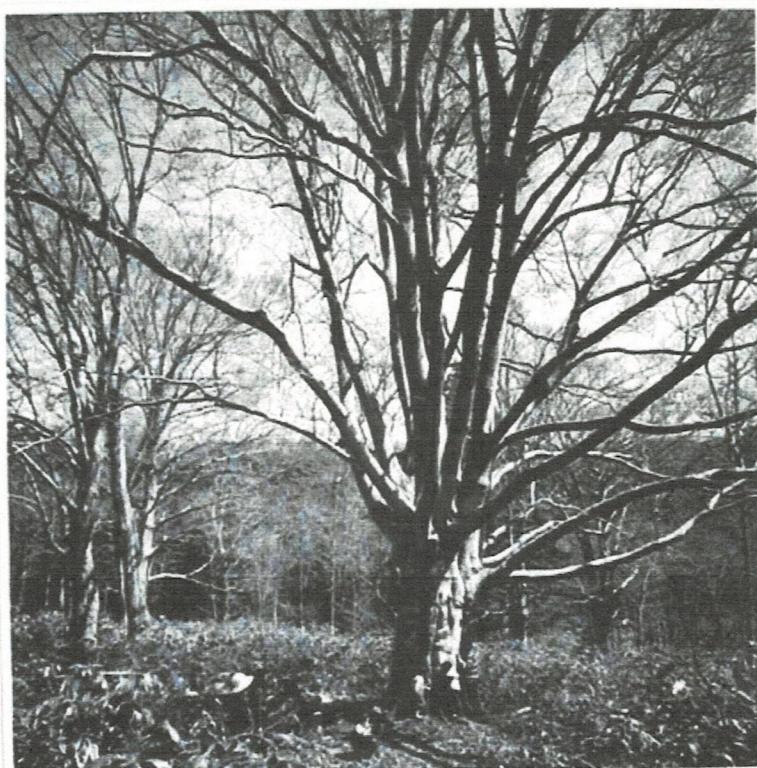
振込先 まだ振込み口座が開設されていませんので下記の連絡先へ直接電話願います。

核の中間貯蔵施設はいらない! 下北の会

代表 野坂 庸子

事務局 むつ市本町 1-1 電話 0175-23-5211

美しい下北を伝えたい



核のゴミ、NOという勇気を!

中間貯蔵を受け入れるのは、ものすごく危険です

Akira Nagaishi

核の中間貯蔵施設はいらない! 下北の会

●参考 屋久の放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例

放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例

2000年3月31日 屋久町条例第34号

[目的]

第1条 この条例は、非核に関する決議(1989年屋久町決議第3号、以下「非核決議」という。)の精神を具体化し、放射能による被害から町民の生命と生活を守り、世界遺産に登録された屋久島の豊かな生態系の放射能による汚染を予防することによって、現在及び将来の町民の健康と文化的な暮らしを保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

[定義]

第2条 この条例において「原子力関連施設」とは、原子力発電所並びに核燃料(使用済み燃料を含む。)の加工施設、中間貯蔵施設、再処理施設及び濃縮施設並びに放射性廃棄物の最終処分場並びに研究施設など、原子力の利用と研究にかかわるすべての施設をいう。

2 この条例において「放射性物質等」とは、非核決議が対象とするものほか、原子力関連施設から発生する使用済み核燃料又はさまざまのレベルの放射性廃棄物など、原子力の利用と研究に供され、又はそれに伴って発生し、若しくは廃棄されるすべての放射性物質をいう。

3 使用済み燃料を「リサイクル燃料」と呼ぶなどの名称の変更は、この条例の効力を損なうものではない。

[基本施策]

第3条 屋久町は、いかなる場合も放射性物質等の町内持ち込みを拒否する。

2 屋久町は、いかなる場合も原子力関連施設の熊毛地域内への立地及び建設に反対する。

3 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。

[立地の表明]

第4条 屋久町は、第1条の目的を達成するため、国及び関係機関に対し、前条の基本施策を通知して、その立場を明らかにする。

[権限]

第5条 屋久町は、第3条に定める事項に関する計画等があると疑われる場合には、関係機関及び関係施設に対して関連情報の提供を求めることができる。

2 屋久町は、放射性物質等の町内持ち込みについて疑いが生じた場合、疑いのある原子力関連施設に対して報告を求め、必要な限度において関係場所へ職員を立ち入らせて状況を調査させることができる。

3 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

5 屋久町は、この条例に違反した原子力関連施設の責任者に対し、施設の供用及び操業の即

時停止を求めることができる。

[委任]

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 条について

屋久島は世界遺産条約(世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約)に基づき、1993 年 12 月、白神山地とともに、日本で初めて世界自然遺産に登録された。つまり、屋久島は世界的にみても貴重な自然を有しているのである。このような屋久町の地域の特徴と独自性から、1989 年の非核に関する決議の精神を具体化することで、原子力利用施設の立地、放射性廃棄物の持ち込み、同関連施設の立地に起因する住民の生命身体、生活環境への悪影響、生態系への悪影響を事前に予防し、現在及び将来の住民の生活の安寧を保障することを目的とした。

第 2 条について

第 1 条の目的を真の意味で達成するためには、住民に放射性障害等の被害を及ぼすおそれがあるものすべてを対象にする必要があったことから、本条例の対象を例示したうえで、原子力を扱うすべての施設及び放射能を有するすべての物質を含めた。

また、使用済み核燃料を廃棄物ではなく将来リサイクルするものであるというような政府の見解があることから、そのような名称の変更によって本条例の効力が損なわれることがないように確認的な規定をおいた。

第 3 条について

放射性物質の町内持ち込みについては断固反対する姿勢を示す意味で「拒否する」という文言を用いた。これは法的な授権等に基づき強制力をもって放射性物質等の町内持ち込みを強制排除ができるることを意味するものではない。また、原子力関連施設に対しては、熊毛地域内の立地及び建設にはすべて反対することから、行政範囲を超えた内政干渉であるという誤解を受けることのないよう「反対する」という文言を用いた。

ただ、現在、放射性物質は医療の分野においても人類になくてはならないものになっていることから、それらの利用までも制限することは本条例の趣旨に反すると考えられるから、確認的に除外規定をおいた。

第 4 条について

国及び関係機関に対し、第 3 条の基本施策を通知することで核絶対拒否の姿勢を明確にする。核の利用は国策であることから、上記の意思表明がどれほど効力があるかは不明である

が、地方公共団体が民主的な手続きを経る条例というかたちで表明したものを、かるんずることはできないであろうから一定の意味を有するものと考える。第 5 条について

国については情報公開法があるから関連情報の開示を求めることは可能であるが(実際には、計画の段階であるから法第 5 条第 5 号により非公開とされるであろう。)、情報公開条例がない本町としてはこの条例において関係施設に対する情報提供に関する規定を設けることで、関連情報の取得の途を開く必要があった。

また、本条例の実効性を持たせるためにも立ち入り調査の規定をおいた。しかし、いくら条例が民主的手続きを経て制定される法令に準じるものだとしても、憲法第 35 集に保障された権利を侵すことができるのは当然であり、ここに規定する立ち入り調査は原則として相手方の任意の協力の下に、必要な限度において、調査(実況及び事実関係の確認、住民又は研究所等の職員への聞き取り等)を行うことができる趣旨である。

たとえ任意の調査であるにしても、適性な事務処理を確保するため立ち入り調査を行う職員に対しては身分証明書の携帯と提示を義務付けた。

また、当該調査が強制力を持ったもの及び犯罪捜査のために認められたものでないことを明確にするため、確認規定をおいた。

立ち入り調査によって、本条例の違反が認められた場合には原子力関連施設の供用及び操業の即時停止を求めることができることとした。

第 6 条と附則について

住民に義務を課したり、住民の権利を制限するような内容の条例ではないので、住民に対する周知期間をおく必要はさほどないと考えられることから公布の日からの施行とした。

使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致

電源立地等初期対策交付金で豪華海外視察ツアー！

交付金という麻薬の打ち始め！

むつ市は「電源立地等初期対策交付金(5月17日、東北経済産業局に申請)」を市議の海外視察に使うことに決めた。立地可能性調査年度から受入れ表明の年度まで、毎年一億四千万円を先進地視察など理解促進のために使えるものだが、海外視察とは豪華である。

全額を使うわけではないが、市議二十二人全員を対象とした理解促進活動として、計四千万円以上にもなる。日数は6泊7日で短めだが往復ファーストクラスの超豪華版。(市議一人当たりの旅費は約113万円で随行員9名の旅費や報告書作成の外部委託費約918万円などを合わせて総額で約4354万円)

杉山肅市長自身が、「電源立地等初期対策交付金を財源とした市議の海外視察について、資源エネルギー庁が会計検査院からの指摘を理由に、当初は認めない方針」だったのを、「そういうことでは、これからわが国の原子力発電に対する(施設立地の可否が与える)影響力からいつでもおかしいではないかと強硬に申し上げて、『議員が行くことは認めることにしましょう』となった」との経過を明らかにした。

視察地はドイツではゴアーベンかアーハウス、イスラエルはヴューレンリンゲンだという。いずれも中間貯蔵施設があるが、原子力政策が全く異なる、ドイツはご存知のように原発から撤退する政策に入っているし、最終処分の方法が見つからないから中間貯蔵としている状態。あらゆるデメリットを無視して、過去の計画の間違いを正せずに、ひたすら再処理を続けようとしている日本とは異なる。

視察への参加は市議の自由判断だろうが、視察により何を学んでくるのかは市議の姿勢によるだろう。原発推進の手口に使われたような「飲み食いお土産付きの丸抱えの見学ツアー」に終つて、良く理解できました、推進しましょうでは困る。原子力の本質や裏の部分は、絶対に丸抱えの見学ツアーでは見えてこない。

一方、むつ市民に対しては490人を公募し、東京電力・福島第一原発への無料視察ツアー(二泊三日)の費用二千五百五十七万八千円(一人当たり52200円)も予算化したという。

しかし、「海外視察をして初めて市民の代表である議員が(市民に施設を)説明する力を持つだろう」という考えはどこから発想してくるものだろうか。

むつ市長が「私が認めさせた」と言わんばかりの豪華海外視察ツアーが、選挙前の七月から八月にかけてというのは、どうにもタイミングが良すぎるようにも思えるが…。

理解と言う言葉の意味は

刈羽村の住民投票で反対が過半数を超えて、「理解が足りない」という受けとめしかしない行政や電力側は、「あきらめての受入れ」でなければ、理解したとは取らないのだろうか。住民が様々な学習をして、見て聞いて、話し合って、苦しみ抜いての選択の結果での「原発反対」でも、反対する姿勢だから「まだ理解が足りない、もっと金をばら撒いて黙らせろ」のやり方を繰り返すというのは、地域住民の権利を蹂躪するに等しい。(2001. 6. 1)

22名中10名の市議が海外視察不参加(2001. 6. 9)

6月8日、むつ市議(22名)全員対象にして企画した中間貯蔵施設の海外視察にたいして、10名が不参加を決めた事が明らかになった。参加者は12名になったが佐々木議長は「日程に変りはない」として予定通り実施する意向。

不参加の理由としては、「丸抱えの視察では実態がわからない」「誘致自体に反対」「会計検査院の指摘を受ける懸念がある」「立地可能性調査の進行中の段階での視察は予断の入る可能性がある」「専決処分による市長の職権乱用」「体調不良」「家庭の事情」など。市民からは「市議と市民で視察先が異なるのは何故だ」との声があり、市民の批判を避けようとしている気配もある。

参加と不参加の市議名簿(2001. 6. 9の報道発表より)(敬称略)

参加=菊地一郎、野呂泰喜、馬場重利、中村正志、富岡修、山上幹雄、白井二郎、山本留義、新谷功、川端澄男、菊池広志、佐々木肇

不参加=石田勝弘、新谷昭二、高田正俊、浅利竹二郎、村中徹也、川下八十美、小林正、石沢堅、宮下順一郎、鎌田真嘉

原船「むつ」使用済み核燃料搬出（6／27～29）をどのように見据えるか？

使用済み核燃料の中間貯蔵問題で揺れる「むつ市」の関根浜に貯蔵(置き放し)と変わらないが)されていた、原子力船「むつ」の使用済み核燃料の一部(34体のうち12体(0.9t))が6月27日から29日で搬出された。残りの22体(1.7t)は今年度中に全て運び出す計画になっている。

今回の搬出の是非を問う前に、これまでの原子力船「むつ」の軌跡を振り返ってみよう。

原子力船開発の目的は何であったか。当時は原子力のバラ色の夢を今以上に誇大宣伝していた。「世界中の船は原子力動力で航行するようになる」というような謳い文句である。結果はその通りとはならなかつた事を現代の我々は知っているわけだが、日本原子力船研究開発事業団ができた1963年当時は、科学万能の夢に異議を唱える人は少なかつた。民間の商業用船舶炉の開発が目的とされていたが、核燃料交換まで燃料補給が必要なく長期航海ができる原子力船は、商業用ではなく軍事用としての方が適する。できれば海上航行の「船」ではなく、海中航行の「潜水艦」が最適である。原子力船開発と平行するように、流線型の潜水艦の開発も進んでいたので、実験が順調に進んでいれば原子力潜水艦が配備されていたかもしれない。

母港は、どこに…。神戸で建造されていたが、母港候補地にしていた横浜市に断られて、大慌て。「国際貿易港の横浜には危険な原子力船なんかイラナイ」と言ったかどうかは知らないが、断られて白羽の矢を射されたのが「むつ市」。1967年、むつ市大湊港を原子力船定係港候補地とすると政府が決定。同年の11月、竹内青森県知事が同意した。1969年4月19日が進水式、原子力船「むつ」と命名された。原子力船「よこはま」であれば、違う形で反対運動が展開され、もっと早く原子力の終焉が来ていたと思うのだが…。

強行出航、そして…漂流。大湊港はむつ湾内に面し、当時はホタテ養殖が軌道に乗り始めた時期であったから、県魚連が湾内や漁場周辺での出力上昇試験に猛反対。「むつ」は漁船に十重二十重に囲まれて出航を阻止されていた。しかし、台風による高波もあり「むつ」も出航はしないだろうと、囲んでいた漁船が引き上げたあと、1974年8月26日午前零時30分出航してしまった。そして9月1日、出力上昇試験、最大出力の1.4%で中性子線の異常を検知した、原子炉の遮蔽体の設計ミスで中性子が漏れたのだ。たった24分の実験で最初の出力上昇試験は終った。「こんな危険な原子力船は入港させるわけにいかない」、当然である、「ディーゼルエンジン」船「むつ」は大湊へ帰れずに乗組員を乗せたまま漂流状態になった。「新しい定係港を造り、大湊港は撤去するとの4者協定締結で、10月15日乗組員はやっと陸に上がった。

原子力船開発を諦めきれない国は、遮蔽体の回収をして実験を続けようとしたが改修工事の引き受け先が見つからず、「動けなかつた船」が長崎県佐世保港に入ったのは4年後の1978年であった。

大湊へ回航、そして関根浜へ。佐世保で改修工事を終えて大湊へ回航されたときの事を今でも鮮明に覚えている。反対派は「むつ」が係留される対岸の大平岸壁に集結したが、水平線の彼方からマストの先端が見え始め、それが1隻ではなく「太平洋艦隊」をイメージさせるような軍団であ

った事に驚いた。もちろん「むつ」は軍艦ではなく、周囲を護衛する船も海上保安庁の船なのだが、入港妨害は「国の威信」にかけても許さないという「国家権力」が露骨であった。大湊港は撤去し、同じ「むつ市」でも外洋に面した津軽海峡側の「関根浜」に新母港を建設するという5者協定を受けての入港であったが、補助金は今までと同様にむつ市に交付される点が行政側にとっての旨みである。交付金欲しさに嫌がるものでも引受けようという構図は、使用済み核燃料中間貯蔵誘致へと繋がってゆくものである。正組合員の水増しで賛成側が多数となった漁協総会で関根浜への受け入れが決まり、「むつ」は実験航海を終えたら廃船とする事も決まり、1988年関根浜の新母港へ回航された。

実験航海、廃船、原子炉切り離し。無駄遣いの原子力船開発、原子力ではなく政治力で動く船、様々な批判を受けながらも外洋に母港を移してからは実力行使の反対にもあらず、実験航海を終えて原子炉が停止されたのは1992年。廃船後の使用済み燃料と原子炉の後始末に、またまた「奇策」が発案された。使用済み燃料は抜き取って陸上の付帯施設で保管し、原子炉は切り離して科学技術振興のために展示するというもの。廃船にするためには核燃料抜き取りは必須、燃料交換設備はあるし、当分は保管し時期がくれば処理のために運び出す。搬出の目途は2000年とする協議があった、しかし、東海再処理工場のアスファルト固化施設爆発事故で、搬出ができないままだったといわれる。原子炉本体は放射化しており、核のゴミそのものである。下の写真は、チェリーピンクの原船「むつ」を二周りほど大きな黒い台船に乗せ、原子炉を格納容器ごと切り取って、海上のクレーン船で吊り下げて建設中の「むつ科学技術館」に移送しているところです（1995. 6. 22撮影）。展示に名を借りた廃棄処分なのに、名称を保管建屋としているのが姑息ですね。原子炉を捨てた船体は改造されて海洋地球研究船「みらい」として現在に至っています。さて、本題に戻りましょう。

何故にこの時期に搬出か……と考えれば、中間貯蔵がらみとしか思えません。原研と茨城県と東海村が輸送の安全協定締結をしたのが6月1日、動きのノロイ行政としては異例に素早くタイミングが良すぎる。使用済み核燃料を出したという事実がどうしても欲しいとしか思えない。杉山市長は原子力船「むつ」の使用済み燃料の保管実績を根拠に「安全」を強調しているが、保管建屋での火災の時に一番慌てたのは「むつ市の消防署」であったのを忘れている。保管量も未使用の燃料集合体を含めて2.6tであり、中間貯蔵の5000tとも20000tとも云われる量とは桁違いである。

搬出した燃料はどうなる。いまだに再処理政策に拘る日本は、この船用炉の使用済み燃料も再処理するつもりである。「むつ」の核燃料は原子力発電の核燃料集合体と比べて長さが短く、鞘管もジルコニアに対してステンレス製と異なっている。この形状が異なるものをわざわざ組み立て直して、東海再処理工場の燃料棒せん断工程に合うサイズにしてから2006年度以降に再処理するというのである。未使用的核燃料はともかく、使用済みの核燃料を被曝作業覚悟で組み立て直してまで再処理しなければならないのだろうか。しかも、その理由を「ウランを回収して資源の有効利用」と報じている。プルサーマルの受け入れ先が無く、有り余っているプルトニウムの抽出を再処理の理由にできないと判断したものか、燃焼度が低いのでプルトニウムの生成が少なく燃え残りのウランの方が多い為かは定かではない。

問題の本質は何だろう。目の前に置かれていた「むつ」の使用済みが搬出されればそれで良いのだろうか。核のゴミが動けば危険が伴なう、核のゴミを再処理すればさらに核のゴミが増える、核のゴミがイヤだから他所に押し付ける、(経済基盤が)弱い自治体からさらに弱いところに押し付けあう、それでは問題は解決しない。大元の核のゴミを生み出さないようにすること、元を絶たなければ終らない。核のゴミの押し付ゲームで勝とうとするよりも、核のゴミ(死の灰)というジョーカーが無数に混じった死のトランプでババ抜きゲームをさせて、遠くから見物しているトランプの持ち主に対して怒るべきです。

出すも地獄、出さぬも地獄。これは北海道電力の泊原発からイギリスのセラフィールド再処理工場へ使用済み核燃料を初搬出する時の抗議のスローガンでした。目の前にある死の灰を他所へ運び出せば一時は楽になりますが、放射性物質の輸送ルート周辺国を危険に曝すことになります、再処理の工程で放射性物質の一部は放出され環境を汚染し、再処理工場周辺地域の生物(人間に限定せずあらゆる生命体)に放射線被曝と放射性物質取り込みによる被害を引き起こします。海外再処理の契約をしているから、お金を払ったから、相手国で何が起きたても関係ない、責任は無いと考えるのか。「むつ」の使用済みの行き先は茨城県東海村でしたが、他県なら構わないと考えるのか。相手側の痛みや苦しみを知っているからこそ、苦渋の選択ではあるけれども「出すな」と抗議するのか。難しい選択であり、個人がどのようなスタンスで反核運動に関わっているかで決まるのかもしれません。

「出すも地獄、出さぬも地獄、同じ地獄なら出さなきゃ損」と、搬出を見送るのではなく、相手が苦しむのを知っていたなら、踏みとどまって考えて欲しいと思います。

今の時点だけで考えずに、次の世代、その次の世代、遙かな先の世代まで考えなければならないのが、原子力の後始末です。それを全く無視するか、他所に押し付けて誤魔化してやり過ごしてきたのが、原子力の終焉を遅らせてしまった主因ではないでしょうか。

(このページの全文の文責は 小笠原にあります) [この文への批判はメールでこちらへ](#)

